

## 高山村景観条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び高山村景観条例（平成23年高山村条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (景観計画区域内における行為の届出)

第2条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の（変更）届出書（別記様式第1号）を村長に提出して行うものとする。

2 届出書には、景観法施行規則（国土交通省令第100号。以下「施行省令」という。）第1条第2項に掲げる図書を添付しなければならない。

3 第1項の届出は、当該行為の着手予定日の30日前までに行わなければならない。

4 届出書及び添付書類の提出部数は、正副2通とする。

### (行為の変更の届出)

第3条 法第16条第2項の規定による届出は、届出書に前条第2項に掲げる図書のうち変更に係る部分を明記した必要な図書を添付して行うものとする。

### (勧告)

第4条 法第16条第3項の規定による勧告は、行為勧告書（別記様式第2号）により行うものとする。

2 前項の勧告を受けた者は、当該勧告に係る措置の内容について、届出書により村長に届け出なければならない。

### (変更命令等)

第5条 法第17条第1項の規定による命令は、行為変更命令書（別記様式第3号）により行うものとする。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、地域振興課において処理する。

### (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。